

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮問 日：令和6年3月18日（諮問（情）第27号）

答申 日：令和6年12月23日（答申（情）第27号）

## 答 申 書

### 第1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、死亡した事実が公知の事実となっている1名について存否応答拒否を理由に非開示とした部分を取り消すべきであるが、その他の2名について実施機関が行った判断に不合理な点は認められない。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年10月31日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年11月24日付け捜一第290号で、公文書開示決定等の期限を令和6年1月12日まで延長した。
- 3 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年12月19日付け捜一第323号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和5年12月20日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件開示請求に係る公文書の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

令和5年12月19日付け捜一第323号の公文書非開示決定通知書は、開示すべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求において、審査請求人は、別紙に記載の、審査請求人以外の個人が死亡した際に作成された、当該個人の親族への連絡、遺体引渡し等に関する書類及び記者会見等に関する書類について開示を求めているものと認められる。

2 条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示としている。

本件開示請求は、審査請求人以外の特定の個人の氏名を示して、当該個人に関する情報の開示を求めたものであるから、本号本文に該当し、非開示情報であると認められる。

3 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることと規定している。

本件開示請求は、上述のとおり条例第7号第2号に該当する非開示情報であることから、本件開示請求に係る公文書の存在の有無に関する情報を答えるだけで、非

開示情報を開示することになると認められる。

以上から、本件開示請求については、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものと認められる。

- 4 以上のとおり、本件処分は、条例の規定に基づき適切に行ったものであり、この点に違法又は不当はない。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、特定の個人の氏名を挙げ、その者に関する公文書の開示が求められている。

### 3 請求された公文書の存否に関する情報について

#### (1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

#### (2) 条例第10条の解釈について

この規定は、例えば、特定の個人の氏名を挙げた上で、その個人に関する情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は条例第7条第2号の非開示情報に該当するが、非開示であると答えるだけで、当該個人に関する情報の存在が明らかにされることとなるなど、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当すること、及び②開示請求された公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

#### 4 本件処分の妥当性について

##### (1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の非開示情報を開示することと等しくなることから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

##### (2) 要件①の該当性について

本件開示請求では、特定の個人名を挙げた上で、本件公文書の開示が求められており、開示請求に含まれる情報（本件請求に係る特定の個人に係る情報）が条例第7条第2号の非開示情報（個人に関する情報）に該当することは明らかである。

##### (3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求された公文書があるという開示決定を行えば、本件請求に係る特定の個人が死亡し、その遺族への連絡等が行われたという事実を明らかにすることに等しい結果となる。また開示請求された公文書が存在しないという非開示決定を行えば、本件請求に係る特定の個人が死亡し、その遺族への連絡等が行われたという情報の不存在を答えることとなり、これはすなわち、特定の個人が死亡し、その遺族への連絡等が行われたという事実はないことを明らかにすることに等しい結果となる。いずれの場合にあっても、請求者以外の個人に関する情報（開示請求書に挙げられた特定の個人の情報）の存在の有無を答える結果となり、ひいては条例第7条第2号の非開示情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

##### (4) 特定の個人が死亡したという情報及び和歌山県警察から遺族等に連絡が行われたという情報は、一般的に特にプライバシー性の高い情報であると考えられるところ、条例第10条は、このような情報の存否に対する応答をすることによって当該情報の有無が明らかになる事態を回避し、当該情報に関係する者の利益を保護しようとするものであると考えられる。

##### (5) これを本件についてみると、本件開示請求書に記載されている特定の日に発

生じた死亡事案について、実施機関が報道機関に対して配付した公表資料中には、当該事案において死亡した者1名の氏名が記載されており、本件開示請求に係る3名のうち1名との同一性を確認することができた。

以上を踏まえると、本件開示請求に係る3名のうち1名については、特定の日に死亡したことが公知の事実になっていると評価することができ、当該1名は死亡して遺族等に連絡が行われたという事実の存否を明らかにしない利益を保護する必要性が失われているといえる。これに対し、本件開示請求書に記載のある3名のうち他の2名については、そもそも本件開示請求書に記載されている特定の日に死亡したのか否かを明らかにしない利益を保護する必要性が認められる。

以上から、氏名が公表されている1名については実施機関が同条を適用したのは不適切であり、他の2名については実施機関が同条を適用したことに、不合理な点は認められない。

(6) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が条例第10条を適用して行った本件処分は、死亡した事実が公知の事実となっている1名について存否応答拒否を理由に非開示とした部分を取り消すべきである。

5 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年3月18日	○諮問（実施機関）
令和6年5月31日	○審議
令和6年6月21日	○審議
令和6年7月23日	○審議
令和6年8月9日	○審議
令和6年9月25日	○審議
令和6年10月23日	○審議
令和6年11月29日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会  
石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年10月31日	〇〇年〇〇月〇〇日に特定の個人が死亡した際に作成された、当該個人の親族への連絡、遺体引渡し等に関する書面及び記者会見等に関する書面